

奈良県福祉・介護事業所認証制度について

1 福祉・介護事業所認証制度とは

奈良県福祉・介護事業所認証制度（以下、認証制度）は、人材育成・就労環境等の向上に積極的に取り組み、一定の基準を満たす事業所を知事が認証し、その取組状況等を「見える化」することにより求職者が安心して応募・就職できるようにするとともに、離職を防止し、福祉・介護人材を確保することを目的としています。

認証基準に合致した就労環境等の整備

申請・審査認証基準に合致した事業所の認証
認証事業所の公表

2 認証取得による効果

認証を受けた事業所を公表（見える化）することで、以下の効果が期待されます。

学生・求職者

- ・安心して働くことができる職場を、県からの情報をもとに探すことができる。
- ・就労環境の向上や処遇改善に積極的に取り組む事業所に就職することができる。

事業所

- ・県のホームページに事業所情報を掲載でき、認証事業所としてアピールすることができる。
- ・就職フェア等で「認証事業所」として、積極的な情報発信ができる。
- ・認証基準を満たすための努力により労働環境等が向上し、職員の離職防止に繋がる。
- ・職員が、自らの職場が認証事業所であることに誇りを持ち、モチベーションの向上に繋がる。

3 認証取得により受けられることができる支援

認証を受けた事業所は、県から以下の支援を受けることができます。

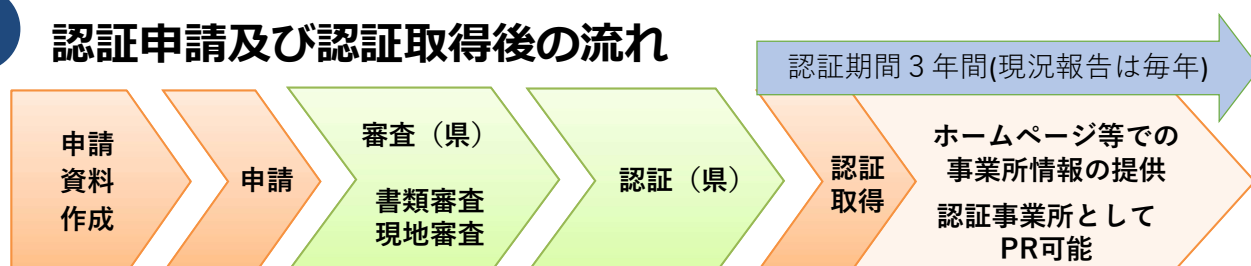
人材育成のための支援

- ・人材育成を担う主任クラスの中堅職員を対象に、人材育成の考え方や心身不調時の対応、事業所運営への認証制度の活用方法等、マネジメントに必要な知識に係る研修を無料で受講できます。

就労環境向上のための支援

- ・経営幹部や管理者を対象に、処遇改善加算等の活用や業務改善や生産性向上のためのICTの活用やBCPの策定、LIFEの活用など、近年の福祉・介護業界の動向に対応した就労環境の更なる向上への取組に寄与する内容のセミナーを無料で受講できます。

4 認証申請及び認証取得後の流れ



	評価項目	認証基準
研修体制・人材育成方針	1. 人材育成計画	① 年度ごとの人材育成計画を作成していること ② 全職員に、年度内の年間計画を共有していること
	2. 資格取得支援	① 資格取得支援制度を構築していること（規程・ルールなどの作成） ② 全職員に、制度内容を共有していること
	3. 新規採用者研修	① 新規採用者研修計画を作成していること（雇用形態関係なく全職員を対象） ② 全職員に、年度内の年間計画を共有していること ③ 研修を実施していること（雇用形態関係なく全職員を対象）
	4. 技術向上研修	① 専門技術向上に関する年間計画を作成していること ② 全職員に、年度内の年間計画を共有していること ③ 研修を実施していること
	5. マネジメント研修	① マネジメント研修に関する年間計画を作成していること ② 該当職員に、年度内の年間計画を共有していること ③ 研修を実施していること
	6. 面談	① 面談制度を構築していること（規程・ルールなどの作成） ② 全職員に、制度内容を共有していること ③ 年1回以上、面談を実施していること（雇用形態関係なく全職員を対象）
給与体系・キャリアパス・給与体系	7. 給与表および賃金体系（各種手当、賞与など）	① 給与表・給与規程を作成していること ② 全職員に、給与表・給与規程を共有していること ③ 給与表・給与基準に基づく運用がされていること
	8. キャリアパス（階層別の職務内容など）	① キャリアパスを作成していること ② 全職員及び求職者に、キャリアパスを公開していること
休暇制度・福利厚生	9. 年次有給休暇取得、法定休暇（産前・産後、育児、介護など）の取得推進	① 産前・産後、育児、介護休業制度を整備していること ② 休暇取得に関する情報の共有していること※ 有休残の日数を含む ③ 休暇取得推進に関する取り組みを実施していること
	10. 復職・継続勤務支援	① 復職・継続勤務支援に関する環境づくりのための、検討会議を開催していること ② 復職・継続勤務支援に関する情報を共有していること ③ 復職後、継続勤務を行うための支援に関する取り組みを、実施していること
	11. 心身不調・ストレス解消に関する取り組み	① 相談窓口を設置していること ② 全職員に、心身不調時の対応に関する情報を、共有していること ③ 心身不調、ストレス解消に関する取り組みをしていること（ストレッチを含む）
コンプライアンス	12. 労働関連法（労働基準法、労働安全衛生法など）の遵守	① 労働法令を遵守し、違法性がないこと。是正勧告に対する速やかな対応をしていること
	13. 社会保険（雇用・労災など）加入、納入及び税（県税）納付履行状況	① 現時点（申請時）において、社会保険料の未加入、未納、滞納及び県税の滞納がないこと
	14. 不正請求、事件（虐待など）歴の状況	① 過去に報酬の不正請求、行政処分実績がないこと
	15. 個人情報保護の状況	① 個人情報保護法、厚生労働分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインを、遵守していること
事業所の地域貢献	16. 地域貢献の実施	① 事業所の自主的な取り組みとして、地域貢献活動を実施していること
	17. 見学・体験学習・ボランティア	① 見学・体験学習・ボランティアの受け入れ体制を整備していること
	18. 実習生、インターンシップ	① 実習・インターンシップ生の受け入れ体制を整備していること
サービスの質の向上	19. 利用者・家族からの苦情対応	① 苦情相談窓口を設置していること ② 利用者・家族及び全職員に、苦情相談窓口を周知していること ③ 苦情及び対応内容に関する記録を作成・保管していること ④ 苦情内容を職員に共有していること
	20. サービスの質の向上に向けた取り組みの実施	① 事業所の運営理念、方針を周知していること ② サービスの質の向上に向けた取り組みを、実施していること

詳しくはホームページ「福祉・介護の仕事魅力情報なら」

<https://www3.pref.nara.jp/fukushikaigo/>